

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立元八王子小学校
校長氏名 内田 克美 公 印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

(1) 自立活動の目標

- ・特別支援教室に在籍する一人ひとりの児童に、社会において自立的に生きる基礎や社会の形成者として必要となる基礎的な資質を培う。
- ・豊かな感性と協調性を持ち自己実現をめざす児童の育成をめざす。

(2) 在籍学級や各教科の内容と特別支援教室での指導との関連

- ・個別指導や小集団指導を通して、在籍学級における集団適応能力の伸長を図る。
- ・巡回指導教員は専門性を活かし、在籍学級での児童の行動や学級全体の状況について観察・助言をしていくことで、学級運営の安定化を図る。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・学校生活支援シートを活用し、児童一人ひとりの障害の状態に応じた自立活動に取り組む。
- ・巡回指導教員、在籍学級担任、特別支援教育コーディネーターとの連携を密にし、児童の実態について共通理解を深め、指導の充実を図る。
- ・連携型個別指導計画を学期毎に評価、修正し障害のある児童一人ひとりに対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行う。
- ・巡回相談心理士による児童の行動観察から、在籍学級担任への指導・助言をもらい、授業での支援に活かしていく。

3 指導の重点

- ・自立活動では、児童一人ひとりの発達課題に合わせた重点目標を設定し、年3回の振り返りにより、発達課題の克服を図る。児童一人ひとりの困難さに基づき、主体的に改善・克服し、コミュニケーション能力を伸ばし、集団参加のための技能や態度を養う。
- ・在籍学級での学習内容を自立活動と関連付け、障害の特性に応じた指導を工夫し、学習に対する自信、意欲を伸ばす。

4 その他の配慮事項

- ・児童の実態を十分に踏まえ、巡回指導教員と在籍学級担任、支援学級担任、保護者との連携を密に図り、校内委員会を活用して時程や指導内容等の見直しを図る。
- ・年10回程東京都から派遣される臨床発達心理士と連携を密にし、専門的な見地による見立てを基に個別の指導計画を作成しながら指導を進めるようにしていく。
- ・特別支援教室専門員は、個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録、さらには、巡回指導教員や学級担任との連絡調整等を行う。